

視覚障害者等に対する適切な誘導案内 表示方法等に関する検討の方向性について

検討の趣旨

背景と課題

- 視覚障害者等に対する誘導案内表示については、有識者、障害者団体、公共交通事業者等が平成28年度から平成29年度にかけて開催した「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」においてバリアフリー整備ガイドラインの検討を行ったが、床サインの用途と表示方法、旅客施設の出入口から先の連続的な誘導案内表示方法等について、今後の検討課題とされた。
- また、検討委員会での議論の中では、そのほかに、音案内の提供方法（どのような情報をどのように伝えるか）、バリアフリーの観点から新たな情報システム等についても、課題として挙げられてきたところである。
- そのため、これらの課題を踏まえ、視覚障害者等に対する適切な誘導案内表示方法等について調査・検討を行うものである。

検討課題

- 視覚障害者等に対する誘導案内表示方法等に関する検討課題として、以下の4項目を想定している。

①駅等の床サインの用途と表示方法

②バリアフリールートを表示方法

（旅客施設の出入口から先の連続的な誘導案内表示方法）

③移動支援用の音案内の提供方法

（視覚障害者及びその他の障害特性を持つ障害者に対して、音で案内することの必要な、どのような情報を、どのように伝えるか）

④視覚障害者等の誘導案内に関わる新たな情報システム

駅等の床サインの用途と表示方法について（素案）

目的

- 鉄軌道駅に限らず、床サインの導入は進められているが、表示方法は統一されていない。そのため、良好な事例がある一方、あまり適切ではないと思われる事例もみられる。
- バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）では、「第2部 旅客施設共通ガイドライン」でサインシステム全般について掲載し、「第3部 個別の旅客施設に関するガイドライン」の「鉄軌道駅のプラットホーム」では、「乗降位置表示」の項目で、プラットホーム床面等における車椅子スペースに近接する乗降口位置の表示等について記載するとともに、プラットホーム床面におけるサインについていくつか事例を示している状況である。
- 床サインは、現状では表示方法に関する基準の作成は困難である。そのため、視覚障害者だけではなく、高齢者などほかの人もさらに見やすくなるように、床サインを導入する際に参考となるように、導入の際の留意事項（もし床サインを整備する場合には、このようにするとよい）をガイドラインに追加するための資料を作成することを目的とする。
- 令和3年度は、その目的に向けて床サインがどのような用途で、どのように表示されているか、事例を整理する。

作業内容（令和3年度）

①床サインに係る課題、作業内容の確認（第1回基準等検討委員会）

（以下、作業内容例）



②検討委員会の委員の皆様から、視覚障害者だけではなく、高齢者などほかの人もさらに見やすくなるようなことに留意して床サインの事例写真等を提供していただく。



③事例について、用途や表示方法等の観点から整理する。

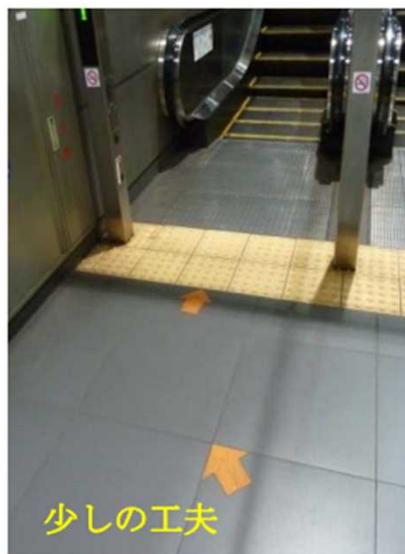
駅等の床サインの用途と表示方法について（素案）

（参考事例） ロービジョンの方に配慮した床サインの事例

■ エスカレーターでは、上り・下りの案内が吊下表示、柱表示のほか、床面表示でも示されている。



床面サインにより方向を案内している（京急蒲田駅）



少しの工夫により方向を案内している（みなとみらい線 新高島駅）

■ エスカレーターの進行方向を示す床面サインはコントラストの強い表示であれば認識しやすい。



コントラストの強い床面サイン（りんかい線 大井町駅）

資料：平成24年度 弱視者の安全性・利便性に関する調査研究 報告書
（国土交通省 総合政策局、平成25年3月）に、吹き出しを追加

バリアフリールートを表示方法について（素案）

目的

- 平成28年度から平成29年度にかけて開催した基準等検討委員会での検討を踏まえてバリアフリー整備ガイドラインが改訂され、「公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（移動等円滑化された経路）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。」とされた。
- その際、バリアフリールートの整備とあわせて、駅等、駅等の出入口、他事業者・他交通モード間のバリアフリールートの表示方法（バリアフリールートを利用者にどの様に表示するか）が今後検討すべき主な課題として挙げられている。
- 以上の背景を踏まえ、バリアフリールートを利用しやすくするために、バリアフリールートの表示方法についてガイドラインに追加するための資料を作成することを目的とする。
- 令和3年度は、バリアフリールートの表示方法について検討する前提として、バリアフリールートが利用者に分かりにくくなる場面を把握し、分かりやすいルートと、分かりにくいルートの要因等を整理する。

作業内容（令和3年度）

①バリアフリールートの表示方法に係る課題、作業内容の確認（第1回基準等検討委員会）

（以下、作業内容例）



②バリアフリールートが利用者に分かりにくくなる場面を調査。
（作業方法の詳細は今後検討。必要な場合には実験の実施。）



③②の結果を整理・分析する。

移動支援用の音案内の提供方法について（素案）

目的

- 視覚障害者等に対する誘導案内方法として、音案内（音声及び非音声案内）の使用がバリアフリー整備ガイドラインでも示されている。同整備ガイドライン旅客施設編の14ページでは、「実際の音案内は、施設の構造、音質、騒音など周辺環境の影響によって、必要な時に聞こえない、聞こえてもわかりにくい、うるさく感じられる等の問題が生じており、十分にその機能が発揮されていない状況が見受けられる。」と書かれ、このため133ページに参考として、「移動支援用音案内（非音声及び音声案内）に関する計画の考え方」が記載されている。
- しかし、音案内が求められる周辺の環境は、場所や時間帯等により状況が異なるため、音案内の提供にはまだ様々な課題が残されている状況である。
- 以上の背景を踏まえ、さらに効果的な音案内の提供に資するため、音案内の改善についてガイドラインに追加するための資料を作成することを目的とする。
- 令和3年度は、具体的な問題と対策を整理することを目的として、音案内について視覚障害者が困った経験のある場所を挙げてもらい、そこに対する対策を検討する。

作業内容（令和3年度）

①音案内に係る課題、作業内容の確認（第1回基準等検討委員会）

（以下、作業内容例）



②視覚障害者団体を通じて、音案内について視覚障害者が困った経験のある場所についてアンケート調査等を実施。



③②で挙げられた場所（問題）に対する対策を検討する。

目的

- 視覚障害者等の誘導案内に関わるICTの利用については、平成28年度及び29年度に設置された基準等検討委員会の報告書において、移動等円滑化基準・ガイドラインの今後検討すべき主な課題の3項目目に「情報バリアフリーについて」という項目が挙げられている。この課題としては、Webやアプリを作成する際のアクセシビリティへの配慮、ヒアリンググループに関する事項が挙げられているが、基準等検討委員会では、ほかにもICTに関する様々な意見が挙げられている。
- そのため、ICTに関する技術の進展等を踏まえ、視覚障害者等の誘導案内に関わる新たな情報システムについて、必要に応じてその状況等を把握する。

作業内容（令和3年度）

①視覚障害者等の誘導案内に関わる新たな情報システムに係る課題、作業内容の確認
（第1回基準等検討委員会）

（以下、作業内容例）



②検討委員会の委員の皆様から、視覚障害者等の誘導案内に関わる新たな情報システムについて、事例等の情報を提供していただく。



③提供していただいた事例等の情報について、検討会で共有する。